

平成29年 4月21日

各 位

会 社 名 : 株 式 会 社 T A S A K I
(コ ー ド : 7968 東証一部)
代 表 者 名 : 代表執行役社長 田島 寿一
問 合 せ 先 : 人事総務部IR担当マネジャー 田中 雅彦
(TEL : 080-2461-3910)

(訂正)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部訂正について

当社が、平成29年3月24日付けで公表いたしました「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」について、一部訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、訂正箇所につきましては、下線で示しております。

記

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

【訂正前】

公開買付者は、Balance Signature Designated Activity Company (アイルランドで設立。以下「Balance Signature」といいます。)が発行済株式の全てを所有する株式会社であり、当社株券等の全て(但し、当社が所有する自己株式(株式取得管理交付信託の信託財産(所有名義「日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)」)である84,000株を除きます。以下同じです。))を除きます。)を取得、所有し、当社の事業を支配及び管理することを主たる目的として、平成29年3月に設立された株式会社とのことです。

<中略>

本公開買付けにおいて、公開買付者は、9,537,100株(所有割合66.67%)を買付予定数の下限と設定しており、本公開買付けに応募された当社株券等(以下「応募株券等」といいます。)の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。なお、買付予定数の下限(9,537,100株)は、当社総株式数に係る議決権の数(143,056個)の3分の2(95,371個)(小数点以下切り上げ)に、当社の単元株式数である100株を乗じた数としているとのことです。

<後略>

【訂正後】

公開買付者は、Balance Signature Designated Activity Company（アイルランドで設立。以下「Balance Signature」といいます。）が発行済株式の全てを所有する株式会社であり、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権（当社株式及び本新株予約権を総称して、以下「当社株券等」といいます。）の全て（但し、当社が所有する自己株式（注）を除きます。）を取得、所有し、当社の事業を支配及び管理することを主たる目的として、平成29年3月に設立された株式会社とのことです。

（注）当社は、株式取得管理交付信託の信託財産（所有名義「日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）」）であった当社株式（以下「本信託財産株式」といいます。）（84,000株）について、平成29年3月24日付けで当社株式が監理銘柄指定を受けたことにより同日をもって株式取得管理交付信託が終了したことに伴い、平成29年4月20日付けにて本信託財産株式（84,000株）を無償で取得し、平成29年4月21日開催の当社取締役会の決議に基づき、同日付けにてこれを消却しました。詳細につきましては、平成29年4月21日付け当社プレスリリース「自己株式の無償取得及び消却に関するお知らせ」（以下「平成29年4月21日付け当社プレスリリース（自己株式取得及び消却）」）といいます。）をご参照ください。

<中略>

本公開買付けにおいて、公開買付者は、9,537,100株（所有割合66.67%）を買付予定数の下限と設定しており、本公開買付けに応募された当社株券等（以下「応募株券等」といいます。）の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。なお、買付予定数の下限（9,537,100株）は、当社総株式数に係る議決権の数（143,056個）の3分の2（95,371個）（小数点以下切り上げ）に、当社の単元株式数である100株を乗じた数としているとのことです（注）。

（注）前記のとおり、当社は、平成29年4月20日付けにて本信託財産株式（84,000株）を無償で取得し、平成29年4月21日付けにてこれを消却しました。公開買付者によれば、これに伴い平成29年4月21日時点における当社の発行済株式総数が変動することに鑑み、当初の買付予定数の下限をそれに合わせて機械的に調整することも考えられるものの、当該調整の実態に反し、本公開買付けの条件が恣意的に変更されたのではないかとの誤解が当社の株主及び新株予約権者の皆様が生じることを避けるため、当該取得及び消却にかかわらず、当初の買付予定数の下限は変更していないとのことです。

<後略>

9. その他

【訂正前】

当社は、平成29年3月24日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件として、平成29年10月期の配当予想を修正し、平成29年10月期の中間配当及び期末配当を行わないこと並びに平成29年4月以降の株主優待制度を廃止することを決議いたしました。詳細につきましては、平成29年3月24日付け当社プレスリリース「平成29年10月期配当予想の修正及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」をご参照ください。

【訂正後】

(1) 当社平成29年10月期配当予想の修正等

当社は、平成29年3月24日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件として、平成29年10月期の配当予想を修正し、平成29年10月期の中間配当及び期末配当を行わないこと並びに平成29年4月以降の株主優待制度を廃止することを決議いたしました。詳細につきましては、平成29年3月24日付け当社プレスリリース「平成29年10月期配当予想の修正及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」をご参照ください。

(2) 本信託財産株式の無償取得および消却

当社は、本信託財産株式(84,000株)について、平成29年3月24日付けで当社株式が監理銘柄指定を受けたことにより同日をもって株式取得管理交付信託が終了したことに伴い、平成29年4月20日付けにて本信託財産株式(84,000株)を無償で取得し、平成29年4月21日開催の当社取締役会の決議に基づき、同日付けにてこれを消却いたしました。詳細につきましては、平成29年4月21日付け当社プレスリリース(自己株式取得及び消却)をご参照ください。

(3) 当社による臨時株主総会招集のための基準日設定

当社の取締役会は、本合併の合併契約の承認等に係る臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を平成29年5月18日に設定することを平成29年4月21日付けで決議し、そのために必要な基準日設定公告を平成29年5月2日に実施する予定です。なお、当該基準日は、本公開買付けの決済の開始日にあたります。詳細につきましては、平成29年4月21日付け当社プレスリリース「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」をご参照ください。

以上